

○視能訓練士免許証の再交付申請手続について

手続概要	視能訓練士の免許を取得した後、免許証を破損したり、紛失した場合には免許証の再交付を申請することができます。その時に申請する手続です。
根拠法令	視能訓練士法施行令第6条、視能訓練士法施行規則第6条
申請方法	<p>【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。</p> <p>【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
その他	<p>【手続対象者】 視能訓練士免許証を破ったり、汚したり、紛失して免許証の再交付を希望する視能訓練士</p> <p>【提出時期】 隨時</p> <p>【手数料(説明)】 手数料(収入印紙)は3,100円です。また、再交付申請と書換え交付申請を同時に行う場合は、両方の申請書類が必要となります。</p> <p>【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許登録係</p>